

岬町住宅マスタープラン等策定委員会設置要綱

制 定 平成23年 6月20日  
改 正 令和 3年 6月21日

(設置)

第1条 岬町住宅マスタープラン及び岬町営住宅長寿命化計画(以下「住宅マスタープラン等」という。)の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、岬町住宅マスタープラン等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住宅マスタープラン等の原案の審議及び策定に関すること。
- (2) 住宅マスタープラン等の原案の策定に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

2 前項の規定により任命する委員の数は、15人以内とする。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を処理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用し、会議における審議を行い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による書面又はオンラインによる会議における審議について準用する。この場合において、同条第2項中「策定委員会」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ会議を開くことができない」とあるのは「の出席、書面による回答又はオンラインによる参加がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席

した」とあるのは「出席、書面による回答又はオンラインによる参加のあった」と読み替えるものとする。

(検討部会)

第7条 策定委員会は、住宅マスタープラン等の原案を検討させるため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会員は、町職員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、建築課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年6月30日から施行する。

附 則 (令和3年6月21日要綱53号)

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。